

市第65号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成20年11月27日提出

横浜市長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1長坂谷公園の項の次に次のように加える。

谷	本	公	園	球	技	場
---	---	---	---	---	---	---

別表第2第1号イの表の部分を次のように改める。

種	別	単	位	金	額
電柱その他これに類するもの（支線、支柱及び支線柱を含む。）	第一種電柱	1本 1年につき		2,200円	
	第二種電柱		3,400円		
	第三種電柱		4,600円		
	第一種電話柱		2,000円		
	第二種電話柱		3,100円		
	第三種電話柱		4,300円		
	その他の柱類		200円		
鉄塔		1平方メートル 1年につき	3,900円		
電線	共架電線その他上空に設ける線類	1メートル 1年につき	20円		
	地下電線その他地下に設ける線類		12円		
変圧塔		1基 1年につき	3,900円		

水道管、下水道管、 ガス管その他これら に類するもの	外径が0.07メートル未満 のもの	1メートル 1年につき	83円
	外径が0.07メートル以上 0.1メートル未満のもの		120円
	外径が0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		180円
	外径が0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		240円
	外径が0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		350円
	外径が0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		470円
	外径が0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		830円
	外径が0.7メートル以上 1メートル未満のもの		1,200円
	外径が1メートル以上の もの		2,400円
道路、鉄道、軌道、公共駐車場、防火水槽等で地 下に設けられるもの	1平方メートル 1年につき	850円	
標識	1本 1年につき	3,100円	
橋、道路、鉄道及び軌道で高架のもの	1平方メートル 1年につき	1,700円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1基 1年につき	1,700円	
公衆電話所	1基 1年につき	3,900円	
天体、気象又は土地観測施設及び非常災害者収容 施設	1平方メートル 1年につき	310円	
工事用施設及び工事用材料置場	1平方メートル 1箇月につき	850円	
競技会、展示会その 他これらに類する催 物を行う際、掲出す る広告物	看板、横断幕その他これ らに類するもの	1平方メートル 1日につき	3,400円
	アドバルーン、アーチ、 広告塔その他これらに類 するもの	1個又は1基 1日につき	11,300円

その他の占用	1 平方メートル 1 箇月につき	420円
--------	---------------------	------

別表第 2 第 1 号エの表運動広場の項を削る。

別表第 3 第 1 号の表長坂谷公園の球技場の項の次に次のように加える。

谷本公園の球技場	全面を利用する場合	1 日につき	70,300円		
	フットサルコートとして利用する場合	1 面 1 日につき	62,400円		

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定による使用料を納付している者の使用料については、当該納付した使用料に係る使用の期間に限り、この条例による改正後の横浜市公園条例別表第 2 第 1 号イの規定にかかわらず、なお従前の例による。

提 案 理 由

公園の有料施設を設置するとともに、公園の占用に係る使用料を改定する等のため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。